

171-衆-厚生労働委員会-9号 平成21年4月10日

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（長妻昭君外六名提出、衆法第一三号）について、榊屋敬悟議員の質問に対し、山井和則が答弁

○榊屋委員 副大臣、答弁が随分お上手でありまして、明確な御見解をお示しいただきませんでしたでしたが、大分私の気持ちはそんなくしていただいたような気がします。また大臣のいないところでゆっくり議論をしたいと思っております。

続きまして、野党提出の法案について一、二点議論をさせていただきたいと思っております。

まずは、今回の法案提出への御努力に敬意を表したいと思えます。

私ども与党としても、今回の二分の一負担の法案本体とあわせて、事業主の皆さん方、大変な厳しい経済の中で保険料の納付がおくれている、この延滞金のありようについて、余りにも利息が高いではないか、国税通則法に合わせて少し引き下げよう、こういう法案を出しましたけれども、皆さん方からは、遅延しております年金について、これに加算金をつける、こういう御提案をいただきました。

お取り組みに改めて敬意を表したいと思えますが、評価もしたいと思っておりますが、今回、法案提出に至った最大のポイントは一体どこにあるのかということをお端的にお答えいただきたいと思えます。

○山井議員 榊屋議員の質問にお答えをいたします。

答弁の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。また、今回の法案に対して御評価をいただき、本当にありがとうございます。

やはり、社会保障の根本の一つは、我が国を今日まで築いてくださった高齢者の方々への敬意、尊敬、思いやりというのが根本であると思えます。そういう中で、今回の年金記録問題、何としても被害者を救済せねばならないという思いで、過去二年間、我が党も、百三回年金部会を開いて検討してまいりました。

その中で、この年金記録問題の被害者の方は、本来の年金額がもらえなかったという被害が一つ、それとともに、たとえそれがおくれて支払われても、物価が上昇しているわけですから、経済的価値が下がっているという二重の被害をこうむっており、本来支給されていた額との差額を支給するだけでは十分な被害補償とは言えません。

ほかの制度を見ると、国税、地方税で過誤納付があった場合、納税者を過誤納付がなかったのと同じ経済的立場に置こうとする配慮から、還付加算金を加算して還付しております。

一方、社会保険では、委員も御指摘のように、被保険者が保険料を滞納した場合には年一四・六%の割合で延滞金が徴収されているにもかかわらず、国のミスで支給がおくれても何も加算されず、国民の側だけが不利益をこうむっております。このことに関しては、今与党から、それを軽減する法案を出していただいております。

やはり、この年金記録問題に対して、せめて、このような加算金を出して経済的な不利益をなくするという法案を与野党を超えて成立させるということぐらいしないと、今の国民の年金に対する不安は解消できないと思えますし、同時に、ことしの一月九日、衆議院の予算委員会で、我が党の仙谷議員が舛添大臣に対しまして、この利息というものを検討すべきではないかという質問に対して、舛添大臣が検討するというのを御答弁されました。その前向きな御答弁を聞かれたNHKを見ていられた全国の国民の方々が、やはりそういう配慮をしてくれるのかということ期待をされていたと思うんです。しかし、それから三カ月がたっても、検討したけれどもなかなか難しいという状況に今至っております。

やはりそこは、政府が検討してもできないことは、与野党を超えて議員が協力してそういう加算金をつける制度というのをつくっていくべきだ、これが私たちの法案提出の思いであります。

○榊屋委員 一を聞いて百ぐらい答えられたような気がするのですが、ありがとうございます。

今の御説明を伺いますと、御趣旨はわかったのですが、結局のところ、提出者の御趣旨は、年金記録問題への対応をしっかりやらなきゃいかぬ、年金記録問題ということが相当大きなウエートを占めておられるな、念頭にあるなということを感じさせていただきました。

今、山井委員からのお答えの中に、他制度との比較というお話もございました。社会保障分野の中でも、こうし

た加算金ということをするればいろいろな影響もあるだろうということも念頭に置かなきゃならぬと思っております。

したがって、先ほどの山井提案者のお答えからいたしますと、やはり事は急ぐなという気もいたしますし、年金第三者委員会の活動も進んでいるわけでありますから、ここでせっかくそういうふうにおっしゃって、新しい制度、新しい法律をつくるについて、それが重ねて国民の年金に対する信頼をさらに損なうというようなことがあっては大変だなと。そういう意味で、私は、年金記録問題に特化した取り組み、それも実行可能なものになさなきゃならぬな、こう感じている次第であります。その気持ちはほぼ共有できるなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○山井議員 榊屋委員の質問にお答えさせていただきます。

まさに、思い、方向性は同じだというふうに認識しております。

年金は、御本人の納付記録に基づいた裁定が行われた後、長期間にわたって給付が行われる制度であり、ほかに支払いおくれというものが想定されるものとして、生活保護制度や労災給付などのような一時的な事情に応じて給付される制度とは性質が大きく異なっています。そのため、記録管理が適正に行われていない記録に基づいて裁定が行われると、その後、年金を受給している間、不利益が続くこととなります。

我々は、そうした年金という制度の特質性を踏まえて、年金記録問題によって遡及して年金が支給される場合に限って加算金を加算することを提案しているわけであります。

そしてまた、迅速な対応という点ですが、まさに委員御指摘のとおりでございます。

なぜならば、未払い年金は御本人が生きている間に支払いするのが当然の国の責務だと考えているからであります。特に無年金の方々が百十八万人もおられると推定されており、その中には、記録が消えていたり宙に浮いていたりすることによって無年金になっている被害者、天国から地獄へというパターンの方々がかなりいるというふうに推定されております。

こういうふうなことを放置していくと、国家的な詐欺を放置するということにもなりかねませんので、実現可能な、そして迅速な対応というものをこの法案は目指しております。

以上です。

○榊屋委員 ありがとうございます。

提案者の趣旨について理解をさせていただきました。引き続きこの委員会でしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

きょうは、若干まだ時間もございますので、その他の話題をどうしても取り上げたいと思っております。委員長のお許しをいただいて、その他の問題も議論をさせていただきたい。

一点は、四月一日に私がこの委員会で議論しましたフィリピン、インドネシア人の看護、介護候補者の受け入れについて、きのうNHKの報道がございました。報道を正確には覚えておりませんが、第二弾の受け入れに当たって、向こうは希望があるのでありますが、受け入れの方がなかなか大変だという報道があったのでありますが、第二弾、今年度の入国希望の状況や受け入れ施設の状況を若干御説明をいただきたいと思っております。